

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程及び埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育局等文書管理規程及び埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長の決裁を要する文書等のうち重要なものの(定例的なものを除く。)又は異例なもの

第二十五条第四号及び第五号を削る。

第四十七条を第四十八条とし、第四十条から第四十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条第三項中「第三十五条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第一項中「第四十三条」を「第四十四条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げ、第三十二条の次に次の一条を加える。

(歴史公文書の保存)

第三十三条 歴史公文書(歴史資料として重要な文書等をいう。)は、第二種の種別に区分し、保存するものとする。

様式第十一号中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に改める。

様式第十二号中「(第40条関係)」を「(第41条関係)」に改める。

様式第十三号中「（第41条関係）」を「（第42条関係）」に改める。

（埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正）

第二条 埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十二年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条―第四十四条」を「第三十八条―第四十五条」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三十一条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

（歴史公文書の保存）

第二十六条 歴史公文書（歴史資料として重要な文書等をいう。）は、第一種の種別に区分し、保存するものとする。

別表第二中「（第37条関係）」を「（第38条関係）」に改める。

様式第七号中「（第30条関係）」を「（第31条関係）」に改める。

様式第八号中「（第40条関係）」を「（第41条関係）」に改める。

様式第九号中「（第42条関係）」を「（第43条関係）」に改める。

様式第十号中「（第43条関係）」を「（第44条関係）」に改める。

様式第十一号中「（第44条関係）」を「（第45条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県教育局等文書管理規程第二十五条の改正規定及び第二条中埼玉県立学校文書管理・公印規程第八条第二項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（歴史的資料の保存及び利用に関する規程の廃止）

- 2 歴史的資料の保存及び利用に関する規程（平成三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）は、廃止する。

（歴史的資料の保存及び利用に関する規程の廃止に伴う経過措置）

- 3 この訓令の施行の日の前日において現に文書館長が引継ぎ又は移管を受けていない歴史的資料については、なお従前の例による。

（埼玉県教育局等公印規程の一部改正）

4 埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号）

の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「歴史的資料」を「歴史資料」に改める。